

品川区青少年健全育成者（スポーツ）感謝状贈呈要綱

平成21年12月1日決定要綱第425号
平成27年4月1日決定要綱第233号
改正 令和6年3月1日決定要綱第52号

（目的）

第1条 この要綱は、長年にわたり地域社会において、スポーツを通じ青少年の健全育成に貢献した指導者に対して感謝の意を表わし、その功労に報いることを目的とする。

（対象）

第2条 対象者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、指導者としてふさわしくない非行を行った者等、感謝の意を表すに不相当と認められる者は除く。

- （1）青少年のスポーツクラブの指導に努めた者
- （2）青少年のスポーツの連盟または協会の発展に尽力した者
- （3）青少年のスポーツ振興および発展に寄与した者
- （4）その他スポーツを通じ青少年の健全育成に貢献した者

2 前項の各号の一に該当し、感謝状を贈呈された者については、同項の他の号の規定による対象者とはしない。

（感謝の方法）

第3条 感謝の方法は、感謝状と記念品を贈呈して行う。

（感謝状の種類）

第4条 感謝状の種類は、次のとおりとする。

- （1）普通感謝状
- （2）特別感謝状

（感謝の時期）

第5条 感謝状の贈呈は毎年2月に行う。ただし、区長が必要と認めた場合にはこの限りではない。

（その他）

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、別に文化観光スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。